議　第　114 号

沼津市都市公園条例及び沼津御用邸記念公園条例の一部改正について

沼津市都市公園条例及び沼津御用邸記念公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年11月19日提出

沼津市長　　賴　重　秀　一

沼津市都市公園条例及び沼津御用邸記念公園条例の一部を改正する条例

（沼津市都市公園条例の一部改正）

第１条　沼津市都市公園条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の２第２項中「前項」を「前４項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第１項の次に次の３項を加える。

２　法第５条第１項、法第６条第１項若しくは第３項又は第４条第１項若しくは第２項の規定による許可を受けた者は、別表第１の２に定める使用料を納付しなければならない。ただし、愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場（以下「愛鷹運動公園のテニスコート等」という。）並びに沼津御用邸記念公園においては、法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の規定による許可に限る。

３　前項の規定にかかわらず、消費税法施行令（昭和63年政令第 360号）第８条に規定する場合に該当するときは、法第５条第１項又は法第６条第１項若しくは第３項の許可に係る使用料の額は、別表第１の２により算出した額（同表備考第３項の規定により 100円とされている場合にあつては、 100円とする前の額）に 100分の 110を乗じて得た額とする。この場合において、当該額が 100円に満たないときは、 100円とする。

４　前２項の規定にかかわらず、公募により公園施設の設置又は管理について許可を受ける場合にあつては、公園施設の設置又は管理に係る使用料の金額は、当該

公募により決定した額とする。

第15条の５中「愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場（以下「愛鷹運動公園のテニスコート等」という。）」を「愛鷹運動公園のテニスコート等」に改める。

第15条の９第１項中「第15条の７第２号の規定により行う第６条の許可」を「第15条の７第１号若しくは第２号の規定により行う第４条第１項若しくは第２項又は第６条の許可」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　利用料金は、別表第１の２（行為の部に限る。）又は別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、別表第１の２の備考の各規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第15条の９第４項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　前項の規定は、利用料金を変更しようとする場合について準用する。

本則に次の１章を加える。

第４章　罰則

（罰則）

第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、１万円以下の過料に処する。

⑴　第３条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

⑵　第４条第１項又は第２項の規定に違反して同条第１項各号に掲げる行為をした者

⑶　第19条第１項又は第２項の規定による市長の命令に違反した者

第24条　詐欺その他の不正行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第１の２（第15条の２関係）

種別	単位	金額
公園施設を設置又は管理する場合	１平方メートル１年につき	土地１平方メートルあたりの当該年度の固定資産税評価額に 100分の２を乗じて得た額。ただし、法第５条

				の規定による許可の期間が３年を超えない場合にあつては、 100分の 3.5を乗じて得た額。
占用	電柱その他これに類するもの		１本１月につき	70 円
	変圧塔その他これに類するもの		１基１月につき	120 円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径30センチメートル未満	１メートル１月につき	7 円
		外径30センチメートル以上	１メートル１月につき	14 円
	郵便差出箱又は公衆電話所		１か所１月につき	120 円
	競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのための仮設工作物		１平方メートル１月につき	75 円
	その他の占用物件		１平方メートル１月につき	30 円
行為	出店、その他これに類する行為をすること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	60 円
		面積により難いもの	１回１日につき	2,800 円
	業として写真又は映画を撮影すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	60 円
		面積により難いもの	１回１日につき	2,800 円
	興行すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	30 円
		面積により難いもの	１回１日につき	1,400 円
	競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	30 円
		面積により難いもの	１回１日につき	1,400 円

備考

１　使用料の額が年額で定められている使用料の算定については、使用料の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割

りをもつて計算し、なお１月未満の端数があるときは１月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用料に係る期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

２　使用料の額が平方メートル又はメートルを単位として定められている使用料の算定については、面積若しくは長さが１平方メートル若しくは１メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、１平方メートル又は１メートルとして計算するものとする。

３　使用料の額が、 100円に満たないときは、 100円とする。

４　使用料の額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（沼津御用邸記念公園条例の一部改正）

第２条　沼津御用邸記念公園条例（平成６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第11条中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　沼津市都市公園条例第４条第１項及び第２項の許可並びに同条第４項の規定による条件の付与に関する業務

第13条第２項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を加える。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第13条関係）

種別			単位	金額
行為	出店、その他これに類する行為をすること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	60円
		面積により難いもの	１回１日につき	2,800円
	業として写真又は映画を撮影すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	60円
		面積により難いもの	１回１日につき	2,800円
	興行すること	面積によるもの	１平方メートル１日につき	30円
		面積により難いもの	１回１日につき	1,400円
	競技会、展示会、	面積によるもの	１平方メート	30円

	博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること		ル１日につき	
		面積により難いもの	１回１日につき	1,400円

備考

１　利用料金の額が平方メートルを単位として定められている利用料金の算定については、面積が１平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルとして計算するものとする。

２　利用料金の額が、 100円に満たないときは、 100円とする。

付　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の沼津市都市公園条例第15条の２第２項の規定は、この条例の施行の日以後にする許可について適用する。

「提案理由」

都市公園における公園施設設置管理等に係る使用料徴収に関する規定及び指定管理者による制限行為許可に係る利用料金徴収に関する規定を定めるとともに、罰則規定を設けるほか、所要の改正を行うものである。